

「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとした観光商品の造成 に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとした観光商品の造成に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託料の支払手続

- (1) 委託業務完了後、実行委員会において上記「10(2)実施報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。
- (2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

6 事業概要

寛永3年（1626年）、三代将軍・徳川家光が後水尾天皇を二条城に迎え、5日間に渡って舞楽、能楽、和歌等でもてなした「寛永行幸」は、朝廷と幕府の融和、そして泰平の世の到来を告げた、江戸時代を通じて最大級とも言えるイベントであった。この行幸に向けて二条城は現在の形に改修されたほか、この行幸を通じて、のちの日本文化に多大な影響をもたらす「寛永文化」が花開くことになった。（参考URL：<https://livinghistory-kyoto.com>）

令和8年（2026年）、「寛永行幸」から400年の節目を迎えるに当たり、行政・経済界・文化芸術団体等によるオール京都の組織である「文化庁連携プラットフォーム」のプロジェクトとして、二条城を中心とする寛永文化ゆかりの地において、寛永行幸の行事を再現するイベントを実施するとともに、寛永年間に花開いた「寛永文化」を振り返る記念祭を実施する。

7 委託業務の目的

本プロジェクトは、文化庁の補助制度「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」を活用している。本制度は、インバウンドをはじめとする国内外の知的好奇心旺盛な旅行者が、その文化財の価値やストーリー、それを守ってきた人々の思い等を理解しながら、深く楽しむことができるような高付加価値な体験の造成・販売等を支援し、その収益を文化財の保存に再投資する「保存と活用の好循環」の創出を目指すものである。

この趣旨を踏まえ、本委託業務においては、「寛永行幸四百年祭」で実施する高付加価値な文化体験（※１）を活用した観光商品を造成し、「寛永行幸」「寛永文化」の認知度向上を図るとともに、二条城をはじめとする「寛永文化」にゆかりのある京都の各所（※２）の新たな魅力の発掘につなげる。

※１ 活用可能な文化体験

項目	内容	時期（予定）
寛永行幸行列の再現イベント （内容調整中）	寛永行幸の際に営まれた後水尾天皇の行幸行列の再現イベント（200～300人規模）において、実際に装束を着て行列に参加。	令和８年１２月
	行列ルートに設ける特別席で、寛永期当時の装束をレンタル着用の上、行列を間近に観覧。	
寛永茶会	二条城二の丸御殿を夜間貸切の上、大広間に入室（通常入室不可）。プロの能楽師による演出で、茶会や謡、舞をお楽しみいただく。	随時

＊ その他、令和８年秋に、京都文化博物館、二条城展示収蔵館、泉屋博古館にて「寛永行幸」「寛永文化」をテーマにした展示企画を調整中。

※２ 寛永文化ゆかりの地マップ 第１弾（別紙参照）

令和７年度中に第２弾を発行予定。

８ 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

なお、業務の遂行にあたっては、委託者との十分な協議のうえ進めること。

（１）観光商品の企画・造成

上記の文化体験コンテンツや観光スポットを活用して、「寛永行幸」「寛永文化」の歴史性や文化性を深く理解することのできる旅行者の知的好奇心を満たす高付加価値な観光企画を立案し、旅行商品として造成すること。

- 寛永行幸行列再現イベントにおける文化体験（行列参加または特別席での観覧）は、必ず旅行商品のコンテンツとして活用すること。
- 寛永行幸行列再現イベントにおける文化体験（行列参加及び特別席での観覧）の規模は、現在検討中であるため、旅行商品として活用を希望する数量を提案すること。
- インバウンド（各国旅行者）のニーズにも対応できる旅行商品とすること。
- 旅行商品の販売収益の一部を、二条城をはじめとする寛永ゆかりの文化財の保存に充てるシステムを構築し、ウェブで発信するなど、その見える化を図ることにより、「文化財の保存と活用の好循環」のモデル事例となるよう取り組むこと。
- 一部の観光地に観光客が集中する京都観光の現状を踏まえ、場所の分散化や広域観光を推進する観点から、京都市外の寛永ゆかりの地（寛永文化ゆかりの地マップを参照）にも接続する観光商品の造成についても検討すること。

(2) 販売・プロモーション計画の立案及び実施準備について

造成した旅行商品を、令和8年度中に確実に販売・催行するための販売・プロモーション計画を立案し、その実施に向けた各種の準備作業を行うこと。

※ 令和8年度分の販売・プロモーションに係る経費については、次年度予算として別途計上することを検討中。

ア 販売計画

- 国内観光客だけでなく、インバウンドにも確実に訴求する実効性の高い販売計画とすること。
- 海外OTAサイトを含む各種ウェブサイト等、様々な媒体の活用を検討すること。
- 販売に際しては、「寛永行幸」「寛永文化」についての紹介を行い、その認知度向上を図るとともに、上記の「文化財の保存と活用の好循環」の見える化にも取り組むこと。

イ プロモーション計画

チラシ、パンフレット、メールマガジン、HP、新聞、SNS等を用いて幅広い世代に広くPRできる計画とすること。プロモーションに際しては、委託者で作成する「寛永行幸四百年祭」の公式ロゴマークを使用すること。

- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属する。
- 受託者は本市に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。
- 今後の使用に関して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

(3) 旅行エージェント向け説明会等の実施

「寛永行幸四百年祭」を観光の観点から盛り上げるため、「寛永行幸」「寛永文化」に関する独自の旅行商品の造成・販売につながる国内外の旅行エージェントを対象にした説明会や、「寛永行幸」「寛永文化」の魅力発信や認知度向上につながる旅行メディア等の媒体社を対象にしたファムトリップを開催すること。

- 説明会は、「寛永文化」の魅力を伝えるのにふさわしい会場とすること。
- 説明会の内容は、単なる「寛永行幸四百年祭」の概要説明に留まらず、「寛永行幸」「寛永文化」の魅力が伝わるプログラムとすること。
- ファムトリップは、委託者との十分な協議のうえ、京都市外の寛永ゆかりの地も組み合わせた内容やルートとすること。
- 説明会及びファムトリップの開催時期は、令和7年度冬頃を想定しており、参加者はそれぞれ20社（20名）程度とすること。
- 説明会及びファムトリップの配布資料と、その内容を踏まえたプレスリリースを作成し、委託期間中の問い合わせにも対応できる窓口体制を構築すること。

9 その他追加提案

委託業務のほか、より効果的に「寛永行幸」「寛永文化」の魅力発信や認知度向上が見込めるものは、追加提案を可とする。

10 提出物

- (1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。

- (2) 実施報告書

本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。

なお、別途実行委員会と協議のうえ決定した事項については、随時報告すること。

※ 報告書については事前に案を作成し、実行委員会の承認を得た後に本成果物として提出すること。

- (3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。

- (4) その他本市が指示するもの

上記のほか、実行委員会からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

11 留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施にあたり、関連法令等を遵守すること。

- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。

- (3) 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。

- (4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

- (5) 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議するものとする。

- (7) 途中で事業内容を変更する場合は、実行委員会と受託者が協議のうえ、変更することとする。

- (8) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ実行委員会の承諾を得ること。